

入札説明書

ドラフター等調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
ドラフター等調達一式
- (2) 調達物品の規格、品質、性能等
別添仕様書のとおり
- (3) 調達物品の条件等
別添仕様書のとおり
- (4) 納入期限
令和8年1月30日（金）
- (5) 納入場所
兵庫県立洲本実業高等学校 洲本市宇山2丁目8-65

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。
ただし、名簿に登録されていない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、**令和7年8月13日（水）正午までに**、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて兵庫県出納局物品管理課（神戸市中央区下山手通5-10-1）あて提出し、入札参加資格の審査を受けたうえで入札参加申込みを行うこと。（*提出書類に不備がある場合は、時間を要することがあるので、出来る限り早く審査を受けること。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札参加の申込み

- (1) 提出場所
兵庫県立洲本実業高等学校（兵庫県洲本市宇山2丁目8-65）
電話番号（0799）22-1240
- (2) 参加申込みの期間
令和7年8月5日（火）から同月13日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（午後0時

15 分から午後 1 時までを除く。なお 25 日は正午まで)。

(3) 提出書類

ア 申込書を作成のうえ前記(1)に直接持参又は郵送若しくは電子メールにより提出すること。

イ 前記 2 (1) の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。前記 2 (1) のただし書きに該当する者は、「物品関係入札参加資格審査申請書受付票」(出納局物品管理課の受付印があるもの。)を添付すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込み及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和 7 年 8 月 1 8 日(月)までに、申込者に一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書(様式は任意。)を提出すること。

ア 受付期間

令和 7 年 8 月 5 日(火)から同月 1 3 日(水)まで(持参の場合は県の休日を除く。)の毎日午前 9 時から午後 4 時まで(午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。なお 25 日は正午まで)。の間に提出すること。

イ 受付場所

前記 3 (1) に同じ。

ウ 提出方法

持参又は電子メール若しくは F A X により提出すること。

(2) 質問の回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和 7 年 8 月 1 8 日(月)から同年 8 月 2 0 日(水)まで(県の休日を除く。)の毎日午前 9 時から午後 4 時まで(午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。)

イ 閲覧場所 前記 3 (1) に同じ。

5 入札書の提出方法

入札書は参加申込書の代表者名欄に記入した者または権限を行使する者として届け出た者が作成し、郵便(書留郵便が望ましい。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)により、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札書」と表記の上、宛て名及び入札物件等を記入し、令和 7 年 8 月 2 0 日(水)午後 4 時までに前記 4 (1) イの場所

に必着すること。

6 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (2) 入札書は所定の別紙様式によること。
- (3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
 - ア 件名は、前記 1 (1) に示した件名とする。
 - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
 - ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
 - エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の氏名があること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札執行回数は、2 回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

7 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

8 落札者の決定方法

- (1) 前記 1 の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和 39 年兵庫県規則第 31 号)第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、政令 167 条の 10 第 1 項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。
- (注) 予定価格には次の費用を含む。
- ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
 - ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
 - ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、立会人がくじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
 - (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、再度の入札の日時は別途連絡する。
 - (4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

9 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

10 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により 7 日以内に提出できない場合は、契約担当者の承認を得ること。
- (2) 契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

11 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

12 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、ア 暴力団及び暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

13 調達事務担当部署

〒656-0012 兵庫県洲本市宇山 2 丁目 8-65
兵庫県立洲本実業高等学校（担当：梅谷）
電話：(0799)22-1240 FAX：(0799)22-2583
E-mail：Sumotoj_koko@pref.hyogo.lg.jp